

『公益社団法人となって』Q&A

公益社団法人神戸女学院めぐみ会

Q：社団法人、公益法人、公益社団法人、一般社団法人ってどう違うの？

A：2008年11月までは、社団法人と財団法人が公益法人と呼ばれていました。（めぐみ会は1929年から社団法人として文科省の管轄のもと活動を続けてきました。）それらの公益法人と管轄省庁間の、天下り・補助金・癒着等の廃止を目的とした公益法人改革を目的に、2008年に改革関連3法案が施行されました。そして、2013年12月までの5年間に、社団法人と財団法人は一般 or 公益社団法人、一般 or 公益財団法人へと移行申請をして認定を受けるか、あるいは解散の道を選ばなければならなくなりました。

Q：めぐみ会はなぜ公益社団法人になったの？

A：めぐみ会は設立122年の歴史を考えると、解散という選択肢はありえませんでした。残る選択肢の、一般社団法人と公益社団法人では、本部と支部の会計の統合はどちらにも求められました。そして、公益社団法人の方が税制上の優遇があり、且つ、より公益性が高いと社会的に認められた法人です。そこで公益社団法人に移行申請をすることになりました。2010年7月に内閣府認定等委員会に移行申請をし、12月末に移行が認定され、2011年1月5日に登記を完了いたしました。

Q：公益社団法人になって大きく変わったことは？

A：内閣府の管轄になりました。法人事業への税が優遇されます。また、めぐみ会が寄付を受けた場合、税金控除用領収書を発行できるようになりました。しかし、特定資産や経常会計で、規定以上の遊休財産（目的のないお金）はもてないことになりました。

Q：めぐみ会の収入は？

A：主たるものは中学部・大学・大学院入学時の入会金、高等学部・大学・大学院卒業時の終身会費及び、寄付金収入です。しかし、昨今の社会情勢で寄付金収入は大きく減少しています。そこで、2013年度からは、会員全員に運営協力費のご協力をお願いしています。

Q：これから支部は、どんな活動をしなければならないの？どう変わるの？

A：何も大きく変わる事はありません。今まで通りの活動を続けていきましょう。

Q：支部会費はもう要らないの？

A：めぐみ会では終身会費という名称の会費があるので、お財布が本部、支部一体化になったため、支部で年会費という名前では集められなくなりました。しかし、「支部共益事業に用います」と明記の上、振込用紙または支部会当日に「支部共益事業協賛金」として集めることができます。

Q：支部共益事業協賛金は何に使うの？

A：支部独自の共益活動(支部バザーの会場費・支部事業の準備費・雑費等、傘寿カレンダー贈呈など)を今まで通り円滑に実施するために使います。基本、年度内に使ってください。(年度を越えて持ち越し可。)共益事業に用いて余ったものは公益目的事業の補助にまわすことができます。

Q：支部共益事業協賛金のお願いは今年だけ？それとも、毎年？

A：協賛金は支部独自の自助努力により集めるものです。趣旨にご賛同くださった方々にご寄付いただくというもので、必要に応じてお集めください。

2014年6月改訂